



令和8年度

南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金

申請の手引き

令和8年5月1日公表

内容

令和8年度 南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金.....	1
補助金の趣旨.....	1
補助金の概要.....	1
対象となる設備と補助金額の概要.....	1
申請受付期間.....	1
申請受付窓口.....	1
補助金交付までの手続きの流れ.....	2
対象者の要件.....	3
対象設備の要件と補助金額.....	4
補助金交付申請に必要な書類.....	9
実績報告および請求に必要な書類.....	12
その他申請にあたっての注意点.....	14

補助金の趣旨

南魚沼市における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの削減、地球温暖化対策に対する市民・事業者の意識の啓発を目的として、太陽光発電設備及び定置型蓄電池を設置する方に対して、経費の一部を補助します。

補助金の概要

建物の種別	対象となる方の要件
個人住宅	市内に住所のある方または今後市内に住民登録をする方で、申請者と同じ世帯の全員が市税を滞納していないこと。
事業所	市内で事業を営む個人または法人で、市税を滞納していないこと。
建売住宅等	市内の宅地建物取引を取扱う個人または法人で、市税を滞納していないこと。

対象となる設備と補助金額の概要

令和8年5月1日から令和9年2月26日までに設置工事が完了する、太陽光発電設備のみ、または太陽光発電設備と定置型蓄電池を同時に設置するものが対象となります。

対象設備	補助金額
太陽光発電設備	住宅：10万円/kW（上限90万円） 事業所：7万円/kW（上限700万円） または補助対象経費の1/3のいずれか低い方の額
定置型蓄電池	補助対象経費の1/3（上限20万円）

申請受付期間

受付期間	令和8年5月1日（金）から令和9年1月29日（金）まで
受付方法	先着順 交付決定額が予算額に達し次第、受付を終了します。 受付状況は市ウェブサイトにて公開しています。

申請受付窓口

南魚沼市 市民共生部 未来環境課 ゼロカーボン推進係
025-773-6666（直通）
南魚沼市役所3階（南魚沼市六日町180番地1）



申請書類は市ウェブサイトからダウンロードしてください。

<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>

補助金交付までの手続きの流れ

交付申請書の提出 (申請者→市)	<ul style="list-style-type: none">・補助金交付申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、郵送か窓口にて提出してください。・添付書類がすべて揃った時点が申請の受付日となります。・申請日以前に対象設備の工事に着手している場合は補助金の対象となりません。ご注意ください。
補助金の交付決定 (市→申請者)	<ul style="list-style-type: none">・申請書類を審査のうえ、補助要件に合致する場合は補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付します。(受付日から1~2週間後)
工事の着手	<ul style="list-style-type: none">・交付決定通知を受けてから工事に着手してください。・申請書提出から交付決定を受ける前に設置工事に着手する場合は交付決定前工事着手届(様式第3号)を提出してください。・対象設備を設置する前の写真を必ず撮影してください。 <p>※工事の着手とは、補助対象経費となる工事を実施する時点となります。住宅の建築工事などの対象設備以外の工事については、着手しても構いません。</p>
変更申請 (申請者→市)	<p>※交付決定を受けた内容から、変更が発生した場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none">・補助金<u>変更</u>交付申請書(様式第5号)に変更内容の確認できる見積書(写し)等を添えて、郵送か窓口にて提出してください。
変更交付決定 (市→申請者)	<p>※変更交付申請書を提出した場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none">・変更申請の審査後、補助要件に合致する場合は補助金変更交付決定通知書(様式第6号)を送付します。
工事の完了	<ul style="list-style-type: none">・対象設備を設置した後の写真を必ず撮影してください。
実績報告書兼請求書の提出 (申請者→市)	<ul style="list-style-type: none">・補助金実績報告書兼請求書(様式第7号)に添付書類を添えて、郵送か窓口にて提出してください。 <p>※令和9年2月26日(金)または設置工事完了から1か月後のいずれか早い日が提出期限となります。提出期限を過ぎると補助金の交付が受けられません。</p>
補助金の交付 (市→申請者)	<ul style="list-style-type: none">・実績報告の内容を審査のうえ、補助要件に合致する場合は補助金確定通知書(様式第8号)を送付します。(受付日から1~2週間後)・指定の口座に補助金を振り込みます。(補助金確定通知から概ね1か月後)

対象者の要件

申請者が個人の場合

申請者の住所	南魚沼市内に住民登録のある人または補助金交付の前後に住民登録をすることが確実な人
対象設備の設置場所	申請者自身が居住する南魚沼市内の住宅 ※既存住宅または新築住宅が対象

申請者が事業者の場合

事業所に設置する場合

申請者の所在地	南魚沼市内の事業者（個人または法人）
対象設備の設置場所	市内の事業所 ※社屋、店舗、倉庫、工場など

建売住宅等に設置する場合

申請者の所在地等	南魚沼市内の宅地建物取引を取扱う事業者（個人または法人）
対象設備の設置場所	販売を目的として申請者が保有する南魚沼市内の住宅 ※新築する建売住宅のほか、既存の住宅に対象設備を設置する場合も対象となります。

共通する要件

- 市税を滞納していない者（個人の場合は申請者と同じ世帯の全員）

対象設備の要件と補助金額

補助対象設備の要件

定置型蓄電池については、太陽光発電設備と同時に設置する場合のみ申請できます。

対象設備	すべての要件を満たすもの	備考
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none">(1) 太陽光を利用して発電する装置および太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器および変換された電気を供給するために必要な機器によって構成される設備(2) 未使用の製品を購入し設置すること。（中古、リース、PPA は対象外）(3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項等に準拠して設置及び使用すること。(4) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。（発電量の実績と需要量の把握・記録できるもの。）(5) 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。(6) 住宅または事業所の敷地内に設置し、住宅または事業所の自家消費のために電力供給するもので、太陽光発電設備で発電する電力量に対し、当該設備を設置した住宅においては 30%以上、事業所においては 50%以上を自家消費すること。（余剰電力のみ売電するものは可とする。）(7) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。	設置形態は、屋根、壁、地面に設置するもので、建材一体型および架台を用いて設置する場合のいずれも可とします。

<p>定置型蓄電池</p>	<p>(1) 上欄の太陽光発電設備で発電された電気を充電・放電する付帯設備として同時に設置すること。</p> <p>(2) 住宅または事業所の敷地内に設置し、住宅または事業所の自家消費のために電力供給するもの。</p> <p>(3) 容易に持ち運びができない定置型であること。</p> <p>(4) 未使用品であること。（中古、リース品は対象外）</p> <p>(5) <u>次の価格基準内の蓄電池であること。</u></p> <p>(ア) 家庭用（20kWh未満）の蓄電池システムの場合、蓄電容量1kWhあたりの補助対象経費が14.1万円以下であること</p> <p>(イ) 業務用（20kWh以上）の蓄電池システムの場合、蓄電容量1kWhあたりの補助対象経費が16万円以下であること</p> <p><u>価格基準の算定に用いる蓄電容量は、小数点第2位以下を切り捨てること</u></p> <p>(6) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）別紙2の重点対策加速化事業（2）ア（イ）蓄電池に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(7) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。</p>	<p>ポータブル型は対象外とする。</p> <p>(5)の蓄電容量とは、単電池（セル）の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量をいいます。</p>
----------------------	---	---

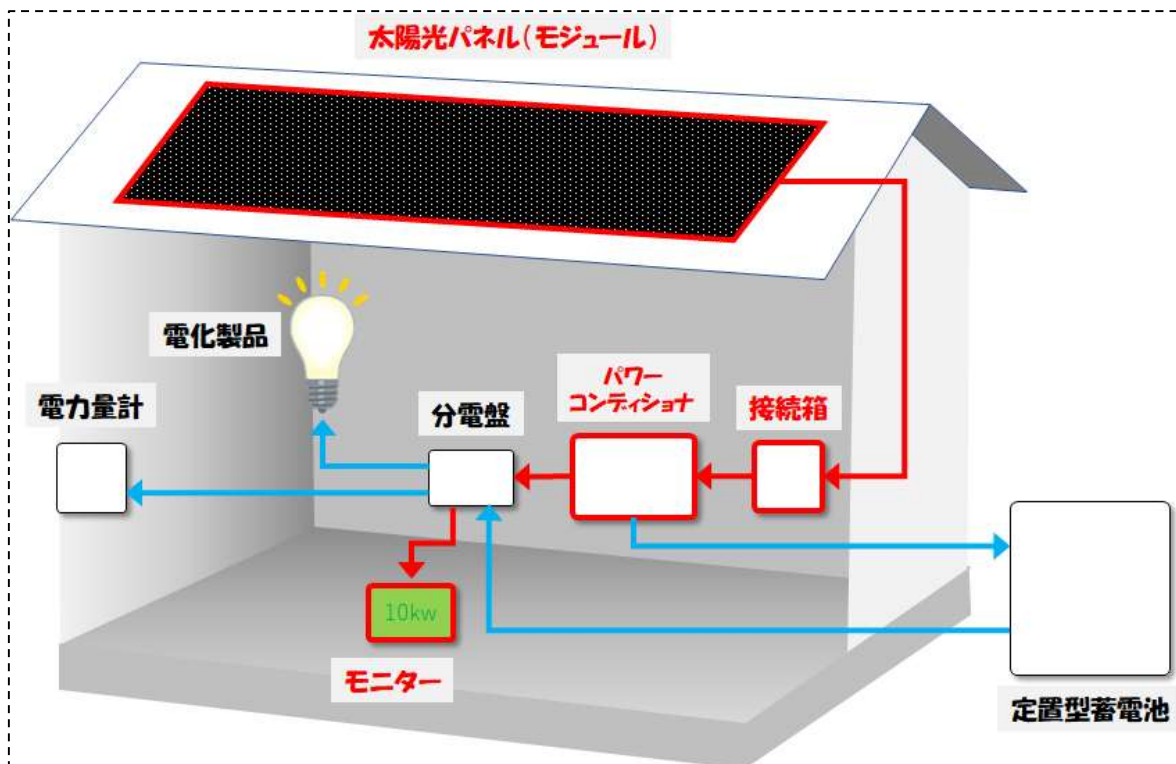
補助対象経費

太陽光発電設備

補助対象となる経費	備考
<p>【設備費】</p> <ul style="list-style-type: none">太陽光パネル・架台・パワーコンディショナーのほか、太陽光発電とその利用に直接必要な機器、付属品の製品代 <p>【工事費】</p> <ul style="list-style-type: none">設備の設置に直接必要な工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費 <p>※消費税額は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none">工事費については見積書の内訳で太陽光発電設備の設置に付随することが確認できる経費のみ対象とし、その他の工事と合算された経費は対象外とします。太陽光パネルは、発電した電力を分電盤を介して住宅または事業所の自家消費用に供給できるものとします。

【概略図】

赤枠の機器購入費、機器設置費用および赤い線で示す配管配電等の工事費用

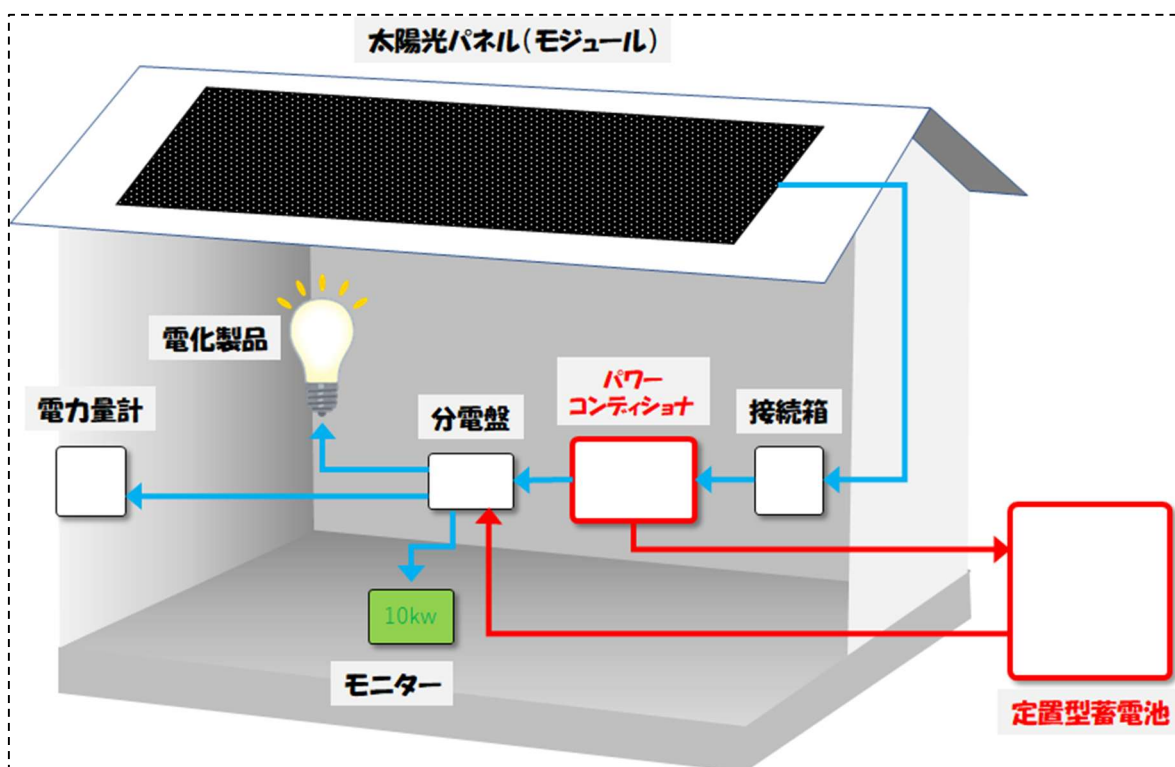


定置型蓄電池

補助対象となる経費	備考
<p>【設備費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電池ほか、太陽光発電の電力を貯留し、利用するために直接必要な機器、付属品（ただし、自動車を除く） <p>【工事費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の設置に直接必要な工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費 <p>※消費税額は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事費については見積書の内訳で定置型蓄電池の設置に付随することが確認できる経費のみ対象とし、その他の工事と合算された経費は対象外とします。 パワーコンディショナーと一体型（ハイブリッド）となっている場合は蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を差し引くことができます。

【概略図】

赤枠の機器購入費、機器設置費用および赤い線で示す配管配電等の工事費用



補助金額

対象設備	補助金額	備考
太陽光発電設備	<p>【住宅】</p> <p>太陽光発電設備の出力に対し10万円/kW 上限額：90万円または補助対象経費（税抜）の3分の1の額のいずれか低い方の額</p> <p>【事業所】</p> <p>太陽光発電設備の出力に対し7万円/kW 上限額：700万円または補助対象経費（税抜）の3分の1の額のいずれか低い方の額</p> <p>※補助金額算定に用いる出力は太陽光パネルの出力合計とパワーコンディショナー出力のいずれか低い方とし、小数点以下を切り捨てる。</p> <p>※上記の算定した額に千円未満の端数が生じた場合、千円未満切捨て</p> <p>例) 太陽光パネル出力合計 6.16kw、パワーコンディショナー出力 8kW の設置に係る補助対象経費 210万円の場合</p> <p>① 6kw×100,000円 = 600,000円 ② 2,100,000円×1/3 = 700,000円 申請額 600,000円となります。</p>	<p>ここでいう出力は、太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値です。</p>
定置型蓄電池	<p>補助対象経費（税抜）の1/3 上限額：20万円 ※千円未満切捨て</p> <p>例)</p> <p>蓄電容量 7.08kWh、補助対象経費 960,000円の場合</p> <p>① 1kWhあたりの価格を確認 $960,000 \text{円} \div 7.0 \text{kWh} = \underline{137,143 \text{円}}$ ※補助金額算定に用いる蓄電容量は小数点第2位以下を切り捨てるため、7.08kWh→7.0kWhとする。 家庭用（20kWh未満）の価格基準 141,000円以下であるため、補助対象（申請可）。</p>	<p>補助対象設備の要件（定置型蓄電池）(5)の価格基準以内でなければ補助金申請できません。ご注意ください。</p>

	②補助対象経費の1/3の額を計算 $960,000 \text{ 円} \times 1/3 = 320,000 \text{ 円}$ 上限額が適用され、申請額 200,000 円となります。	
--	--	--

補助金交付申請に必要な書類

必要な部数は各1部です。提出書類は返却できません。内容について市から問合せをする場合があります。

共通して提出するもの

必要な書類		チェック
1	南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
2	見積書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備および補助対象経費の金額（内訳） ・対象設備を構成する各機器の機種名（型番） ・消費税を除いた金額の記載があるもの。 ・本補助金に関する申請代行費用などの記載がないもの。 ・設置事業者名（見積作成者）の記載があるもの。 ・宛名が申請者であるもの。 <p>※新築、改築工事などで見積書の内容が多岐にわたる場合は、対象設備に関連する金額（内訳）の税抜きの小計額を記載するように見積作成者に依頼してください。</p> <p>※契約日が申請日以前の日付であっても補助対象経費となる工事を実施していなければ差し支えありません。</p>	<input type="checkbox"/>
3	補助金振込先の通帳のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）のわかる面 <p>※上記の内容が確認できればキャッシュカードの写しでも結構です。</p>	<input type="checkbox"/>
4	設置場所の位置図 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図等 	<input type="checkbox"/>
5	工事着手前の現況写真 <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備を設置する建物等の全景 	<input type="checkbox"/>

	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備を設置する位置がわかるもの ※新築住宅等で現況写真が撮影できない場合は建築図面等を添付すること	
6	その他市長が必要と認める書類 (1) 南魚沼市に居住することの誓約書 <ul style="list-style-type: none"> 住宅に対象設備を設置する申請者の住所が市外にある場合、添付して提出してください。市ウェブサイトに参加様式を用意しています。 その他 審査に必要な書類を求める場合があり、その場合は個別に連絡します。	<input type="checkbox"/>

太陽光発電設備の申請時に提出するもの

必要な書類		チェック
1	太陽光パネル公称最大容量合計を確認できる書類 (例 割付図+カタログ・仕様書のコピー) <ul style="list-style-type: none"> パネル1枚あたりの公称最大出力(kW)と設置枚数が分かること。 	<input type="checkbox"/>
2	パワーコンディショナー定格出力を確認できる書類 (例 定格出力(kW)のわかるカタログ・仕様書のコピー)	<input type="checkbox"/>

定置型蓄電池の申請時に提出するもの

必要な書類		チェック
1	蓄電容量(kWh)が確認できる書類 (例 カタログ・仕様書のコピー)	<input type="checkbox"/>

交付決定前に工事着手する場合に提出するもの

交付申請以後、交付決定を受けるまでの期間に対象設備の設置工事を着手しなければならない場合は、交付決定前工事着手届を提出してください。ただし、交付決定前工事着手届を提出しても、交付要件を満たさず、不交付となる場合があります。また、交付申請日より前に対象設備の設置工事に着手した場合は、交付決定前工事着手届を提出しても交付対象となりません。

必要な書類		チェック
1	南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金交付決定前工事着手届（様式第3号）	<input type="checkbox"/>

賃貸住宅に対象設備を設置する場合に提出するもの

必要な書類		チェック
1	賃貸住宅等に対象設備を設置することについて、所有者または管理者の同意を得たことを確認できる書類（任意の様式にて提出をお願いします。） （例 太陽光発電設備の設置にかかる所有者または管理者の同意書）	<input type="checkbox"/>

実績報告および請求に必要な書類

令和9年2月26日（金）または設置工事完了から1か月後のいずれか早い日に必要書類を提出してください。

必要な部数は各1部です。提出書類は返却できません。内容について市から問合せをする場合があります。

共通して提出するもの

必要な書類		チェック
1	南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金実績報告書兼請求書(様式第7号) 書類に不備があると受付ができない場合があるため、実績報告書兼請求書の日付は窓口提出時まで記入しないでください。	<input type="checkbox"/>
2	工事の領収書のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定者に対して発行された領収書であること。 ・ 交付（変更）決定を受けた際の見積作成者と同一の設置事業者が発行したものの。 ・ 発行者の名称、所在地の記入があるもの。 ・ 但し書きや内訳明細書などの別紙で対象設備の設置を含む領収書であることが確認できること。 ・ 収入印紙が貼付され、消印（割印）があること。 ・ 交付決定後に発行されていること。 	<input type="checkbox"/>
3	工事請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
4	その他市長が必要と認める書類 審査に必要な書類を求める場合があり、その場合は個別に連絡します。	<input type="checkbox"/>

太陽光発電設備の実績報告および請求時に提出するもの

必要な書類		チェック
1	対象設備の設置前と設置完了後の写真 <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネルを設置した住宅または事業所の全景写真（設置前と設置後） ・ 太陽光パネルの写真（設置前と設置後） ・ パワーコンディショナーの写真（設置前と設置後） ・ パワーコンディショナーの銘板の写真（型番が確認できるように撮影） 	<input type="checkbox"/>

2	パネルの公称最大容量合計が確認できる書類 (例 型番と数量が記載された出荷証明書のコピーなど)	□
---	---	---

定置型蓄電池の実績報告および請求時に提出するもの

必要な書類		チェック
1	対象設備の設置前と設置完了後の写真 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置型蓄電池を設置した住宅または事業所の全景写真（設置前と設置後） ・ 定置型蓄電池の写真（設置前と設置後） ・ 定置型蓄電池の銘板の写真 	□
2	太陽光発電設備が設置されていることが確認できる写真 既存の太陽光発電設備に接続するために設置した場合のみ提出が必要	□

その他申請にあたっての注意点

申請の回数

- ・本補助金の申請ができる太陽光発電設備または定置型蓄電池は、1つの建物につき1回限りです。太陽光発電設備と定置型蓄電池の時期を分けて申請することは可能です。
- ・個人住宅の申請は同一の年度中に1回までです。
- ・事業者が自身の事業所または建売住宅等に対象設備を設置する申請は同一の年度中に2回までです。
- ・2世帯住宅では、同一の建物となるので申請はいずれかの世帯の代表者が申請者として1回限り申請できます。（対象設備を分けて複数年度に分けて申請する場合は2回）

交付決定を受けた内容を変更するとき

- ・交付決定を受けた後に、設置事業者を変更したり、機器や工事内容の変更が生じたりした場合は、補助対象経費の増減の有無に関わらず、南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金変更交付申請書（様式第5号）を提出してください。

補助金を辞退するとき

- ・交付決定を受けた後に、設置工事を中止する場合などで期限までに実績報告書兼請求書の提出ができない場合は、南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金交付決定辞退届（様式第4号）を提出してください。

補助金を受けて設置した設備の処分の制限

- ・本補助金の交付を受けて設置した太陽光発電設備は設置から17年、定置型蓄電池は設置から6年が経過しない場合は市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付または担保に供してはいけません。
- ・本補助金の交付を受けた者が対象設備を設置した建物を第三者に譲渡、交換または貸付けする場合は、当該建物の譲受者と連名で南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金対象設備の譲渡等承認申請書（様式第12号）を提出し、事前に承認を受けてください。

交付決定の取消しおよび補助金の返還

- ・交付決定後に、不正な手段により補助金の交付決定を受けたこと、交付決定の内容または交付決定時に定めた条件に違反したことなど、補助金の交付決定を取消すべき事由が確認された場合、

交付を取消す場合があります。また、既に補助金の交付を受けていたときは当該補助金の全部または一部を返還してもらいます。

利用状況の報告

- ・本補助金の交付を受けた人または対象設備の譲渡を受けた人は、対象設備の使用を開始した月の翌月 1 日から 3 年間、年度ごとに月々の利用状況を市に報告しなければなりません。市から報告の依頼を受けたら、南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金利用状況報告書（様式第 9 号）に記載して報告してください。

他の補助金との併用

- ・本補助金は、国や新潟県等による補助制度と重複して受けることができません。

その他

- ・本補助金は、南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金交付要綱の規定に基づいて交付するものです。